

十 環 生 第 2 6 5 8 号
令和 2 年（2020 年）2 月 8 日

株式会社北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男 様

北海道十勝総合振興局長

産業廃棄物処理施設定期検査の実施結果について

令和 2 年（2020 年）11 月 9 日に実施した定期検査について、別添のとおり定期検査結果通知書を送付します。

今後とも、産業廃棄物処理施設を適正に維持管理するようお願いします。

記

次回の検査期限

令和 8 年（2026 年）2 月 9 日

※期限内に定期検査を受験してください。

（保健環境部環境生活課地域環境係）



定期検査結果通知書

令和2年(2020年)2月8日

住 所 北海道帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

北海道知事 鈴木 直道



産業廃棄物処理施設の設置場所	北海道帯広市西20条北5丁目3番6
産業廃棄物処理施設の種類	施行令第7条第3項（汚泥の焼却施設） 施行令第7条第5項（廃油の焼却施設） 施行令第7条第8項（廃プラスチック類の焼却施設） 施行令第7条第13項の2（産業廃棄物の焼却施設）
許可の年月日及び許可番号	平成17年（2005年）12月20日十環生第1044-10号
定期検査の結果	適合
※ 次 回 の 検 査 期 限	令和8年（2026年）2月9日

※事務連絡欄

- この通知の後、上記の施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項（同第15条の2の規定により準用する場合を含む。）の使用前検査を受けた場合は、次回の検査期限が変更となります。